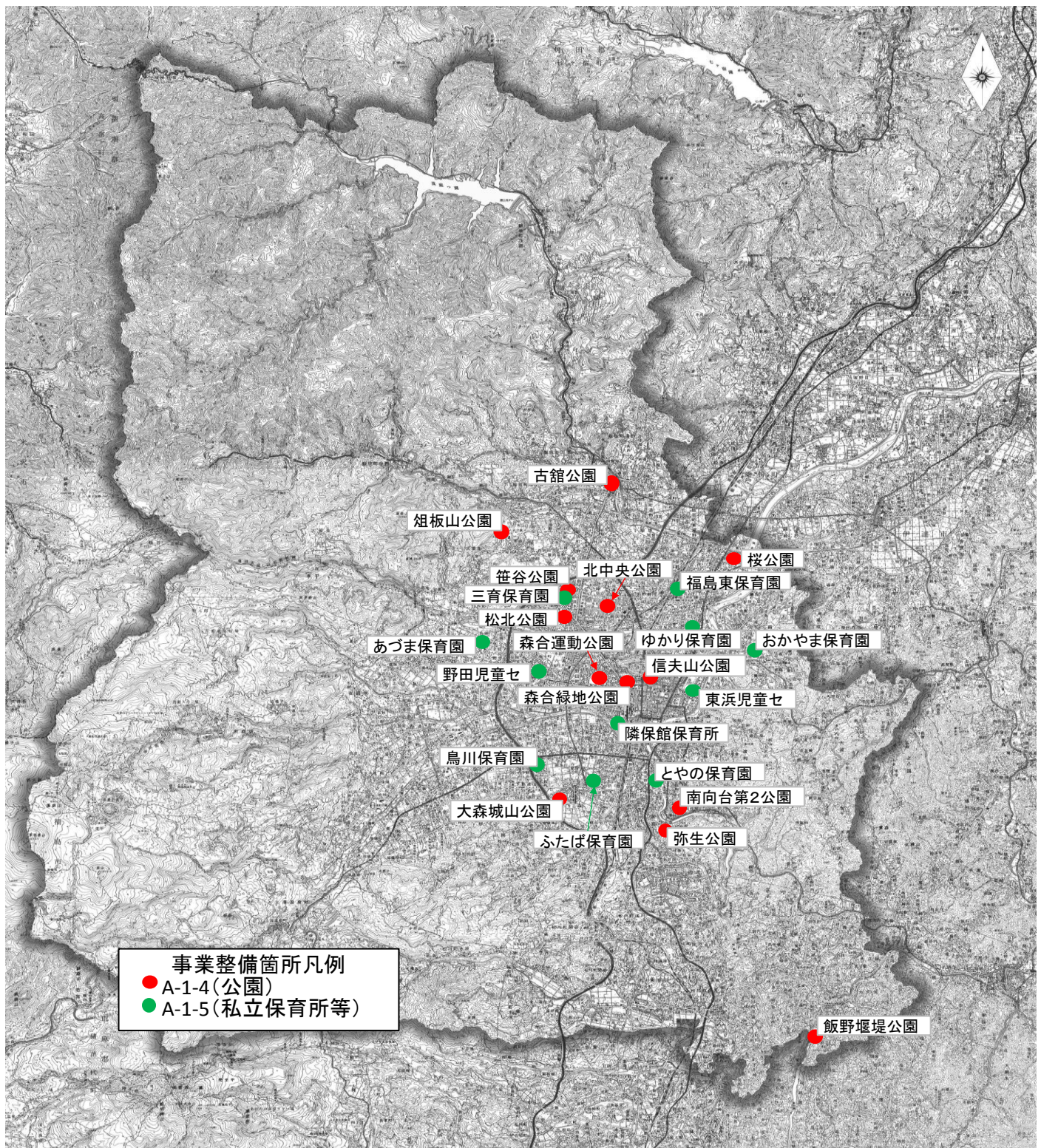


計画の目標		
福島市内の主に住居地域近傍の公園 13 箇所における遊具の更新を実施することにより、児童の外遊び・運動機会の増進やこれによる体力の向上を図る。また、先に実施した公立保育所等の遊具更新の相互補完として、私立保育所 9 箇所、私立児童センター 2 箇所においても遊具の更新を行い、就学前児童の外遊び機会の増加を目指す。 これらは、福島市復興計画における「子どもプロジェクト」にある「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。」（抜粋）を具現化するものである。 市教育振興基本計画においても、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます。」（抜粋）に合致するものである。		
計画の区域		
1. 計画の区域		
＜事業実施箇所＞		
A－1－4	信夫山公園 森合緑地公園 森合運動公園 南向台第 2 公園 弥生公園 松北公園 桜公園 ふくしま北中央公園 俎板山公園 笹谷公園 古舘公園 大森城山公園 飯野堰堤公園	太子堂ほか地内 森合字西養山ほか地内 森合字上柳内地内 南向台一丁目地内 黒岩字弥生地内 南沢又字松北町二丁目地内 瀬上町字桜町二丁目地内 南矢野目字清水前地内 大笹生字俎板山地内 笹谷字道場地内 飯坂町字古舘地内 大森字本丸地内 飯野町字長畑地内
A－1－5	福島隣保館保育所 福島ふたば保育園 三育保育園 とやの保育園 鳥川保育園 福島東保育園 おかやま保育園 福島ゆかり保育園 あづま保育園 東浜児童センター 野田児童センター	須川町地内 大森字舘ノ内地内 笹谷字城場地内 鳥谷野字梅ノ木地内 上鳥渡字東谷地地内 鎌田字沢田地内 岡部字倉ノ内地内 丸子字沢目地内 笹木野字下屋敷地内 東浜町地内 笹木野字舘地内
＜事業の効果が見込まれる区域＞ 福島市全域		

定住等緊急支援交付金 事業位置図(福島市)



公園等遊具更新事業(A-1)関係

(様式1-2)

福島市 定住緊急支援事業計画に基づく事業等

平成25年11月時点

(単位:千円)							【参考】		
No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	平成25年度の 交付対象事業費	備 考		
							全体事業費 (注3)	全体事業 期間 (注4)	その他(注5)
1	A - 1 - 1	公立保育所等遊具更新事業	福島市 公立保育所13箇所 公立児童センター2箇所	市	福島市	(209,494) 0 <209,494>	280,000	25 ~ 25	
2	A - 1 - 2	UFO広場遊具更新事業	福島市飯野町青木地区 UFOの 里UFO広場	市	福島市	(3,450) 0 <3,450>	134,330	25 ~ 25	
3	A - 1 - 3	農村マニユファクチャー公園遊具更新事業	福島市荒井地区 福島市農村マ ニユファクチャー公園	市	福島市	(14,000) 0 <14,000>	14,000	25 ~ 25	
4	B - 1 - 1	飯坂野球場整備事業	飯坂地区 飯坂野球場	市	福島市	(139,700) 0 <139,700>	139,700	25 ~ 25	
5	C - 1 - 1	松川工業第1公園整備事業	南部、松川町地内、松川工業団 地第1公園	市	福島市	(268,700) 0 <268,700>	268,700	25 ~ 25	
6	C - 1 - 2	新浜公園整備事業	中央部、新浜町地内、新浜公園	市	福島市	(52,000) 0 <52,000>	52,000	25 ~ 25	
7	C - 1 - 3	十六沼公園整備事業	北部、大笹生地内、十六沼公園	市	福島市	(33,000) 0 <33,000>	33,000	25 ~ 25	
8	C - 1 - 4	農村マニユファクチャー公園整備事業	西部、荒井地区、農村マニユファ クチャー公園	市	福島市	(350,000) 0 <350,000>	350,000	25 ~ 25	
9	A - 1 - 4	公園遊具更新事業	市内公園13箇所	市	福島市	(0) 235,355 <235,355>	235,355	25 ~ 25	
10	A - 1 - 5	私立保育所等遊具更新事業	市内私立保育所9箇所 市内私立児童センター2箇所	市	福島市	(0) 120,229 <120,229>	120,229	25 ~ 25	
				合 計		(1,070,344) 355,584 <1,425,928>			
				(うち基幹事業)		(1,070,344) 355,584 <1,425,928>			
				(うち効果促進事業)		(0) 0 <0>			
県名		福島県	担当部局名	政策推進部企画経営課			担当者氏名		
市町村名		福島市	電話番号	024-525-3788			メールアドレス		

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注4)「全体事業期間」は、平成26年度以降に実施することが見込まれる事業については、平成26年度以降も含めて記載する。

(注5)事業間流用を行った場合には、「備考」の「その他」に事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。

(注6)担当者氏名等は県及び市町村の担当者を並べて記載する。

(注7)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。

(様式 1-3)

福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	9	事業名	公園遊具更新事業		事業番号	A-1-4
交付団体		福島市	事業実施主体		福島市	
総交付対象事業費		235,355 (千円)	全体事業費		235,355 (千円)	
事業概要						
○事業の概要 信夫山公園など 13 公園について、子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域復興の促進を図るため、以下のとおり遊具の更新を行う。 ・信夫山公園内にある既存のぶらんこ 1 基、すべり台 1 基、ジャングルジム 2 基、鉄棒 1 基、砂場 1 基、アニマル置物 3 基を更新する。 ・森合緑地内にある既存のぶらんこ 2 基、すべり台 1 基、複合遊具 4 基を更新する。 ・森合運動公園内にある既存のぶらんこ 1 基、すべり台 1 基、回転塔 1 基、うたー 1 基、砂場 1 基を更新する。 ・南向台第 2 公園内にある既存のぶらんこ 1 基、すべり台 1 基、鉄棒 1 基、砂場 1 基を更新する。 ・弥生公園内にある既存のぶらんこ 1 基、ジャングルジム 1 基、鉄棒 2 基、シーソー 1 基、スプリング遊具 1 基、複合遊具 1 基、砂場 1 基を更新する。 ・松北公園内にある既存のぶらんこ 1 基、複合遊具 1 基、コイルトンネル 1 基、トンネル 1 基、砂場 1 基、回転塔 1 基を更新する。 ・桜公園内にある既存のぶらんこ 1 基、すべり台 1 基、ジャングルジム 1 基、複合遊具 1 基、フィールドアスレチック 3 基を更新する。 ・ふくしま北中央公園内にある既存のスプリング遊具 5 基、健康遊具 3 基を更新する。 ・俎板山公園内にある既存のフィールドアスレチック 5 基を更新する。 ・笹谷公園内にある既存のぶらんこ 1 基、すべり台 1 基、ジャングルジム 1 基、うたー 1 基を更新する。 ・古館公園内にある既存のぶらんこ 1 基、すべり台 1 基、うたー 2 基、回転塔 1 基、砂場 1 基、人工築山 1 基を更新する。 ・大森城山公園内にある既存のぶらんこ 1 基、複合遊具 1 基、アニマル置物 2 基を更新する。 ・飯野堰堤公園内にある既存の複合遊具 1 基を更新する。 ○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性（制度要綱第 5 の 4 の一） 福島市復興計画における「子どもプロジェクト」にある「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。」（抜粋）を具現化するものである。 市教育振興基本計画における、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます。」（抜粋）に合致するものである。						

人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（制度要綱第５の１）

別紙のとおり

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（制度要綱第５の１）

体力低下の傾向がある小学生及び就学前児童を対象に屋外での遊びや運動の習慣付けを促進させることにより運動機会の確保や体力の向上を図るため、公園の遊具の更新を行う必要がある。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第５の４の二①）

市民意識調査でも家族の外部被ばくに関して不安のある市民は多く、除染を行った後でも保護者の希望により特に屋外での活動時間を制限している施設もあり、運動機会の確保が図られていないことから別紙のとおり子どもの体力低下見られる。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第５の４の二①）

公園においても遊具も含め除染を行い、線量は基準値以下となっているが、以前各公園の利用は明らかに減少したままであることからみて、子どもの屋外での運動機会は減少している。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第５の４の二①）

除染後も遊具利用も含め屋外活動（外部被ばく）への不安は大きく、子どもたちが日常的に身近な場所を外遊びや運動が出来、またより安心できる環境を整備するため、各地区に既存の施設である公園の遊具更新が効率的かつ必要である。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第５の４の二①）

本市内で平成２４年度に整備（開放は２５年度）を行った公園については利用者が増えていることから、公園の整備を行うことは外遊び、運動機会の確保については有効的であると考えられる。

今事業計画の整備実施箇所については、子どもが比較的多い地域あるいはその近傍であり、また、より安全にかつ歩いても行けるよう国道など大きな道路を横断しないよう考慮して選定を行っている。

また、各地域から子どもが遊びやすいように地域から要望が出されており、各整備箇所の小学生以下の子どもの人数は

- ・信夫山公園：４０６名
- ・森合緑地：６４２名
- ・森合運動公園：１，２４９名
- ・南向台第２公園内：３４８名
- ・弥生公園：８８４名
- ・松北公園：７２４名
- ・桜公園：８５９名
- ・ふくしま北中央公園：１，００９名
- ・俎板山公園：１４８名（併せて先に整備している十六沼公園の利用者が見込まれます）
- ・笹谷公園：６３７名
- ・古館公園：４５０名

・大森城山公園：１，１２３名

・飯野堰堤公園：１０４名であり、それぞれその運動機会増加の確保を図るため、公園の遊具の更新を行う必要がある。

なお、同一学区内などで比較的近接している信夫山公園と森合緑地、弥生公園ととやの保育所（別事業）、笹谷公園と三育保育所と既整備の笹谷保育所、大森公園とふたば保育所（別事業）については、それぞれ国道などの交通量の多い道路によって分断されており、より安全に各々の整備箇所へ行けるようにその横断がないように整理したものである。

また、本交付金で既に整備の事業計画が認定されている十六沼公園、松川工業第一公園、新浜公園、農村マニファクチャ公園については、広範囲の利用を想定したものであり、本計画はより身近な箇所での外遊びを想定したものである。

各事業箇所は本市管理の公園であり、日常の点検ははじめ、維持管理については今後とも適切に行う予定である。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第５の４の二②）

前述のとおり一定程度の範囲（小学校学区の範囲）から子どもがより安全に歩いても行けるよう、選定している。これにより当該地域の利用促進がそれぞれ見込まれる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第５の４の二③）

今事業計画の整備実施箇所は、公園であり常時解放している。整備後は、市広報紙、市ホームページによる広報に併せて、各地区へ整備内容及び育成会行事等の利用促進についてチラシを回覧するなど周知に努める予定である。

また、整備後は、各地域において利用者のアンケートを行い、利用のモニタリングを行うこととしている。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 9 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	10	事業名	私立保育所等遊具更新事業費	事業番号	A-1-5
交付団体	福島市		事業実施主体	福島市	
総交付対象事業費	120,229 (千円)		全体事業費	120,229 (千円)	
事業概要					
○事業の概要 私立保育所 9箇所の遊具 (23基) を更新する。 私立児童センター 2箇所の全遊具 (14基) を更新する。 福島隣保館保育所にある既存の砂場 1基を更新する。 福島ふたば保育園にある既存の複合施設 1基を更新する。 三育保育園にある既存のブランコ 1基、鉄棒 1基、はん登棒 1基、雲梯 1基、スライド式新幹線 1基、すべり台 2基、置物遊具 2基を更新する。 とやの保育園にある既存の複合遊具 1基を更新する。 鳥川保育園にある既存のすべり台 2基、ジャングルジム 1基を更新する。 福島東保育園にある既存のプレイハウス 1基、すべり台 1基を更新する。 おかやま保育園にある既存の複合遊具 1基、太鼓橋 1基を更新する。 福島ゆかり保育園にある既存の複合遊具 1基、砂場 1基、ブランコ 1基を更新する。 あづま保育園にある既存の複合遊具を更新する。 東浜児童センターにある既存の飛行機ジャングル 1基、すべり台 1基、山型ラダー 1基、ブランコ 1基、鉄棒 1基、ロッキンパッピー 1基を更新する。 野田児童センターにある既存のブランコ 1基、すべり台 1基、ジャングルジム 1基、山型ラダー 1基、タイヤ遊具 1基、はん登棒 1基、ラダー 1基、棒遊具 2基を更新する。 ○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性 (制度要綱第 5 の 4 の一) 福島市復興計画における位置づけとして、「子どもプロジェクト」における「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。また、安心して子育てができる環境を整備します。」を具現化する事業である。 市教育振興基本計画においても、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます。」(抜粋) に合致するものである。					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (制度要綱第 5 の 1) 別紙のとおり 【子どもの運動機会の確保のための事業】 ○事業実施の必要性 (制度要綱第 5 の 1) 体力低下の傾向がある就学前児童 (児童センターにおいては小学生以下) を対象に屋外での遊びや運動の習慣付けを促進させることにより運動機会の確保や体力の向上を図るため、身近な施設である保育所の遊具更新を行う必要がある。					

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）

市民意識調査でも家族の外部被ばくに関して不安のある市民は多く、除染を行った後でも保護者の希望により特に屋外での活動時間を制限している施設もあり、運動機会の確保が図られていないことから別紙のとおり子どもの体力低下が見られる。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

保育所においても遊具も含め除染を行い、線量は基準値以下となっているが、一部保育所で実施している開放事業においても、1回の開放あたり平均4人程度と外遊びの利用は依然少なく、また、屋外活動の時間は制限している施設もあることからみて、子どもの屋外での運動機会は減少している。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

除染後も遊具利用も含め屋外活動（外部被ばく）への不安は大きく、一時的な低放射線量地区での園外活動などは進んでいるが、子どもたちが日常的に外遊びや運動が出来るよう、より安心できる環境を整備するため、市民生活に身近な施設である保育所や児童センターの遊具更新が効率的で必要である。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

一般開放型の施設である児童センターについては、利用者の希望もあり、遊具のある全ての私立の遊具を更新することでより多くの利用が見込まれる。

私立の保育所については、一般の利用も見込める子育て支援センターの位置づけになっている箇所を中心に、小学校生徒数多い地域の保育所を事業箇所として選定し、より多くの子どもが身近な施設で運動できる考慮した。

また、それぞれ利用者、保護者から除染効果も期待できる遊具の更新について強く要望が出されているところであり、各整備箇所の6歳（児童センターにおいては小学生以下）の子どもの人数は

福島隣保館保育所：494名

福島ふたば保育園：739名

三育保育園：495名

とやの保育園：712名

鳥川保育園：284名

福島東保育園：300名

おかやま保育園：300名

福島ゆかり保育園：300名

あづま保育園：451名

東浜児童センター：1,041名

野田児童センター：907名

となっており、それぞれその運動機会増加の確保を図るため、保育所の遊具の更新を行う必要がある。

なお、同一学区内などで比較的近接している東浜児童センターは既整備の春日保育所と、弥生公園（別事業）ととやの保育所、三育保育所と笹谷公園（別事業）と既整備の笹谷保育所、大森公園（別事業）とふたば保育所については、それぞれ国道などの交通量の多い道路によって分断されており、より安全に各々の整備箇所へ行けるようにその横断がないように整理したものである。

東浜児童センターと東浜保育所については、対象が異なっており、また、開放日を工夫するなどしてより効率的に事業を実施するものである。

また、本交付金で既に整備の事業計画が認定されている十六沼公園、松川工業第一公園、新浜公園、農

村マニユファクチャ公園については、広範囲の利用を想定したものであり、本計画はより身近な箇所での外遊びを想定したものである。

また、運営者から日常の点検はじめ今後の維持管理費の負担や責任ある運営について説明を行い、了解を受けている。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

第1回事業計画により遊具を更新する公立保育所においては、保育活動に支障をきたさない限り、既に遊具を開放しており、そのことは市の広報誌等で広く広報している。

今回計画する私立保育所においても、一部の保育所を除き、通所以外の子どもに広く開放している。

現在の開放状況については、以下のとおり。

三育保育園：週1回、6時間30分

とやの保育園：週1回、6時間30分

鳥川保育園：週1回、6時間30分

福島東保育園：週2回、計4時間

おかやま保育園：週2回、計2時間

福島ゆかり保育園：週3回、計4時間30分

あづま保育園：週4回、計6時間

また、児童センターについては、18歳未満の者であれば、自由に利用できる施設であるため、開館中は自由に遊具で遊べる環境となっている。

なお、現在開放事業を行っていない保育所についても、整備後は地域への開放事業を行うこととしている。

開放事業については、整備後はより多くの子どもたちが利用できるよう、第1回事業計画により更新する公立保育所と第2回事業計画により更新する私立保育所の開放日時を変えるなど工夫し、開放時間を出来得る限り増やす。

市の広報誌やホームページ等を最大限に活用するとともに、私立保育所自らのホームページによる広報も行い、これら保育所や児童センターの遊具をより広く、多くの子どもが活用できるよう周知していく。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

子どもの運動する機会を増やし、効果を向上させるため、親子や教育機関の指導者を対象とした「遊び」の講習会である「すまいる あっぷ 福島」等充実化や、「遊び」に関する講演会を実施し、事業の効果向上を図る。

また、整備後は、各整備箇所において保護者及び利用者のアンケートを行い、利用状況のモニタリングを行うこととしている。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-4)

福島市

定住緊急支援事業計画

平成25年度

省庁名:

復興庁

平成25年11月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	国费率 (a)	当該年度		備 考
							交付対象事業費 (b) (注3)	うち交付金交付額 (c)=a×b	
1	A - 1 - 4	公園遊具更新事業	福島市 公園13箇所	市	福島市	1/2	235,355 <235,355>	117,677 <117,677>	
2	A - 1 5	私立保育所等遊具更新事業	福島市 私立保育所9箇所 私立児童センター2箇所	市	福島市	1/2	120,229 <120,229>	60,114 <60,114>	
							<0>	0 <0>	
							<0>	0 <0>	
							<0>	0 <0>	
							<0>	0 <0>	
							<0>	0 <0>	
						合計額	(0) 355,584 <355,584>	(0) 177,791 <177,791>	

都道府県名	福島県	担当部局名	政策推進部企画経営課	担当者氏名	
市町村名	福島市	電話番号	024-525-3788	メールアドレス	

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。